

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷十二第

行發日一月五年四十四正大

論叢

失業者統計概説……………法學博士 財部 靜治
 課税と時の元素……………法學博士 神戸 正雄
 我國近世の土地問題……………經濟學博士 本庄榮治郎
 御家人の特質……………文學博士 三浦 周行

說苑

朝鮮の雜種農業……………法學博士 河田 嗣郎
 保險の本質に就て……………法學士 小島昌太郎
アダム・スミスに於ける 勞働價值法則の妥當性に就て……………經濟學士 森 耕二郎
 マルクスの絶對地代に就て……………經濟學士 八木芳之助

雜錄

金利に關する一研究……………經濟學士 蜷川 虎三

法令

輸出組合法・重要輸出品工業組合法・染料製造獎勵ニ關スル法律・外國人土地法・預金部預金
 法・大藏省預金部特別會計法・大藏省預金部特別會計規則・預金部資金運用規則・日本銀行ノ
 手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル法律・教育改善及農村振興基金特別會計法

保険の本質について

小島 昌 太 郎

一

私は嘗て『**「保険と經濟」**』と題する著書を公にしたときに、**「保険の本質を説明したるのち、之を定義して次の如くに言うた。」**

保険とは、**「經濟生活を安固ならしむるが爲めに、多數の經濟主體が團結して、大數法の原則に従ひ、最も經濟的に共通準備財産を作成する仕組である。」**

即ち、私の見る所によれば、**「保険の本質には、この共通準備財産の作成といふことが、その根底をなすものだと思ふのである。それ故に、私は、右の著書に於て、その然る所以を詳説し、且つ共通準備財産なるものゝ意味を十分に誤解なき程度に於て述べて置いた積りであるが、數年後の今日、この自分の著書を更めて讀んで見ると、保険の本質について私の考へて居る所には、何等の變化がないが、その説明は専ら經濟上の本質のみに重きを置きたる爲め、法律上に見はれたるその性質とこの經濟上の本質との聯絡についての説明が、甚だ簡單に過ぎたと思はれる。よつ**

て、法的規定の上に見はれたる保険の諸相を専ら法律的意義に於てのみ觀察する人には、私の説が理解せられない虞れあることに氣付いたから、こゝに數年前の論文につき若干の補充的説明を加へやうと思ふ。

二

共通準備財産といふは、多數の人々が共同の目的の爲めに積立てたる財産であつて、その特定の目的事項については、一定の條件の下に、彼等が經濟準備として之を役立たしむることを得る財産である。即ち、その特定目的に關する範圍内に於ては、彼等に共通なる準備財産であるから、かくの如く名づくるのである。

この共通準備財産なるものを作成すること、これが保險本質の根底であると、私は認むるのであるが、それは言ふまでもなく、經濟上の實質についての觀察であつて、法律上の意味に於てかゝる見解をとつて居るのではない。

元來、法律に於て、社會事象を規定するについては、法律技術によりて組み立てられたる全般的法律組織の系統に之を織り込むために、規定目的たる各社會事象には、一定の性質と一定の形態とが立法者によりて與へらるゝのである。立法者は、固より、その與うる所の性質と形態と

が、規定目的たる事象の本來の性質と形態との忠實なる復寫たらんことを期するのであるが、併しまた法律技術は總ての規定を或る統一的なる型に當てはめることを要求するのであるから、そのために、規定に見はれたる社會事象の諸相は、必ずしも、その本來の性質と形態との姿に於て出て居ないこともある。かくの如きは、成文法主義の法制の下に於て、特に著しい事柄である。その結果として、經濟事象の如きも、その法律上の性質と經濟上の實質とが必ずしも同一でないことがある。保險に於ける共通準備財産の作成といふが如きことも、亦その一例である。

三

保險の實行についての法律上の形態には、私法關係に於て行はるゝものに、相互主義（非營利主義）のものと、營利主義のものがあつて、そして前者にはまた組合の形態に於て行はるゝもの、謂はゆる相互會社の形態に於て行はるゝもの、後者にも個人の營利事業として行はるゝもの、株式會社の營利事業として行はるゝものがある。我國に於ては、そのうち相互會社と株式會社とだけが保險を行ふことを許されて居るのは、更めて言ふまでもない。

保險は共通準備財産を作成するものであるといふ、その經濟上の本質に、法律上の性質が合致して居ないのは、總ての經營形態のものに於てさうなつて居るのであるが、一見その最も著しき

ものは、個人事業としての保険と株式會社事業としての保険とである。併し前者は、我國法に於て認められて居ないものであるから、こゝには専ら株式會社の營利事業たる保険について述ぶることとする。

この場合にありては、保険者たる株式會社が資本團體として株主によりて組織せられ、それが一つの法人格を有し、株主の出資より成る所の資本がその固有の財産であつて、之を信用の基礎として保険加入者を集め、これによりて『保險團體』——學者によりては『危險團體』(Gefährdungsgesellschaft)といふものもある——なるものを抽象的に形成するのである。故にこの場合の保險團體は株式會社といふ資本團體とは自ら別のものであつて、それは固より法律上具體的團體として存在して居るのではなく、また勿論法人格を有つて居るのではない。従つて、之は、法律上、權利義務の主體たり得ざるもので、何等の財産を有し得るものではない。

また保險加入者が——保險團體なるものを、實質的には、組成して居ると認めらるゝ所の團員が——保險者に支拂ふ所の保險料なるものは、我商法の規定によれば『報酬』と認めらるゝものであつて、保險者は加入者、即ち商法の謂はゆる保險契約者、に對する私法上の義務としては、何等この『報酬』の處分について束縛せらるゝ所はない。

故に法律上に於ては、加入者が一旦保險料として保險者に支拂ひたるものは、全然保險者の財

産となり、それは、仲立人の報酬、問屋の報酬、運送取扱人の報酬などと、同じ性質の『報酬』であつて、その總てを適法行爲によりて如何様に處分することも、勿論法律上無効たることなく、私法上に於ては、之が處分又は管理につき何等の義務を負はざるものである。たゞ保險者が負擔する所の義務は、保險契約に於て定められたる一定事項の場合に、保險金の支拂をなすことだけである。故に、保險者が、縦ひ保險料の積立をなすとも、それは法律上、保險者の財産となるのであつて、保險團體の財産ではなく、また加入者の共有財産でもない。

四

併し乍ら、若し保險者が加入者より受領する所の保險料なるものを以て、その總てを純然たる『報酬』と看做し、任意に之を處分して仕舞ふならば、保險金支拂の義務は何によりて之を履行することが出来るか。保險者が、かくの如きことをなさば、そこに『保險の經營』なるものは全くなく、『保險』が到底實行せられ得ないことは明かなる所である。保險の經營に於ては、保險者は、商法に於て『報酬』と認められて居る所の加入者より受領する金額のうち、純保險料に當る部分——事業經營に要する費用を除きたるもの——は、保險金支拂の準備として必ず之を蓄積せねばならぬ。これは法律の規定が如何様にあらうとも、保險の本質上、當然に然かあるべき性質のもの

で、然るにあらざれば、最早や『保險』ではない。

故に、法律は、私法關係としては、商法に於て保險料を報酬と見做し、保險契約者に對する義務として保險者が之を積立つることを要する旨を規定しては居ないが、保險事業に關する公法規定に於ては、保險の本質は明かに之に反映して居つて、保險者は、加入者より受領する金額のうち純保險料に當たる部分は、之を積立つることを要する旨を規定し、その積立金は責任準備金として、之が計算の基礎並びにその保管運用につき、加入者の利益を保護する目的を以て、各種の公法的義務を負擔せしめて居る。即ち、我保險業法と同法施行規則とを見れば、商法に於て單純に『報酬』として加入者より受領する所のものについて、保險者が加入者の利益の爲めに如何に多くの公法上の義務の下に置かれてあるかわかるであらう。

されば、責任準備金は、法律上に於ては明かに保險者の財産であるが、その經濟上の實質に至つては、比喻でもなく形容でもなく、眞實に加入者全員の共通準備財産たるのであつて、法律は、たゞ法律技術上の統一的なる型にはめ込むが爲めに、之を保險者の財産となし、加入者が拂込むものは、保險者が保險金支拂の義務を負擔するに對する報酬としたのである。

殊に、保險業法に於て、『生命保險ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金ヲ受取ルベキ者ハ被保險者ノ爲メニ積立テタル金額ニツキ會社財産ノ上ニ優先權ヲ有ス』といふ私法的規定を設けて、商

法の規定を補充して居るが如きは、保険者が加入者より受領する所の金額の總てが純然たる報酬 (Engelt) ではなく、少くともその一部は、實質上、贖金 (Beitrag) であつて、而して之が積立より成る財産は經濟上の實質に於て加入者全員の共通準備財産たることを最もよく反映したるものである。或はかゝる規定が、たゞ生命保険のみに關して存在し、損害保険に就いて缺如して居る點より見て、保険が共通準備財産を作成する仕組であるといふことは、縦ひ生命保険に於ては、之を認め得ても、一般の保険に通ずる觀察としては當らざるものであると考ふるものがあるならば、それは餘りに法律の規定に執着する所の膚淺なる見解であるといふの外はない。損害保険に關して、之と同様の規定を缺くは、この種の保険にありては、その實行上、保険期間が概ね短期間であつて、生命保険の如く、數十年の永きに亘ることなく、従つて、保険契約が概ね短期間に終了するが爲め、法律技術上、加入者の利益を保護する上に於て、必ずしもかゝる規定を設くるの要を認めざるに由るのである。

五

更に、保険には、保険料の拂込みにつき、謂はゆる賦課手續 (Umlageverfahren) なるものによるものがある。之は、その保険團體に於て現實に支拂必要の生じたる保険金を一定の期間 (例へ

は六ヶ月又は一ヶ年間）積算して、その期間の終に之を各加入者に割當て、その醜金負擔を決定し、之を彼等に賦課徴收することを云ふのである。かゝる賦課手續による保險のあることを見て、若し、保險は共通準備財産を作成するものであるといふ見解を以て、保險一般に通ずる本質の説明として當らざるものであると見做すものがあるならば、そはかゝる手續をとる保險の實際の手續を知らざるものと言はなければならぬ。

元來、この賦課手續なるものは、原始的状態に於ける保險に於てのみ見る所であつて、現代的保險には全く之れなき所である。現代的保險に於ては、保險金の支拂ひ義務並びにその金額を決定する所の偶然なる事件につき、大數法の原則に従ひ、蓋然率を見出して、之によりて、不特定多數の加入者より徴收する保險料の總額を以て、彼等に對して支拂ふことを要するに至る保險金の總額に充て、過不足なきを得る所の、合理的なる保險料率を算定し、之を基礎として各加入者より保險料を前收して保險事業を行ふのである。故に合理的料率の存在といふことが、現代的保險の特徴であると共に、保險料の前收といふことが又その通性である。

原始的保險の時代にありては、社會成員間の經濟關係も未だ十分に發達せず、偶然に發生する事件についてその蓋然率を見出すべき統計材料も具備し居らず、各種の科學も進歩して居らなかつたが爲めに、右の如き合理的料率を見出すことが出来なかつた。従つてそれは合理的料率を基

礎とせざるものであつたから、縦ひ保険料前收主義によりて之を行ふても、その保険團體に於て徴收する所の保険料の全體を以て、加入者に支拂ふべき保険金の總額を充し得るや否やは全く不確定であつて、全く暗中摸索的の經營たるの外なかつた。故にかゝる状態の下にありては、保険料前收主義に代へて、或は前述の如き賦課方法を専ら採用したるものがあり、或は保険料の一部分は之を前收し、残りの部分は之を賦課する方法を採用するものもあつた。

専ら賦課方法のみによるものは、非營利的なる組合組織の原始的保険に多く見る所であつて、この場合に於ては、組合員は加入と共に一定の贖金(加入金)を支拂ひ、之を組合財産となし、保険金は、その支拂必要の生ずる毎に、先づ之より支拂ひ、賦課手續によりて徴收する所の贖金は、保険金の支拂ひによりて減少したる組合財産を、その元の金額に回復するに充てるのである。故にこの場合にありては、組合財産が明かに組合員の共通準備財産である。かくの如き仕組みは、現代的保険成立以前に於ける各種の相互扶助組合に行はれたるのみならず、今日に於ても、原始的保険その儘の姿に於て遺れるもの、又は新たに試みられたる保険にして未だ合理的料率を見出し得ざるものに之れある所である。

保険料を一部分前收し、殘部を賦課する方法は、非營利的扶助組合に於ても行はれ、又初期の營利保険に於ても行はれたる所であるが、この場合に於ては、その前收したる保険料の積立が、

とりも直さず加入者の共通準備財産である。

故にこの賦課手續の保険は、また後拂保険料式ともいはるゝけれども、保険金は一定の期間その支拂ひが留保せらるゝのではなくて、加入金又は前收保険料の積立より成る所の基金若くは其他の方法によりてつくられたる基金より、その支拂の必要の生じたるとき毎に支拂はれ、一定の期間毎に之を埋め合す爲めに保険料が課徴せらるゝ仕組たるのである。故にこの場合に於ても、共通準備財産たるものは常に存在するのであつて、若し然らざれば、保険金の支拂は、保険料の徴收の終る時期まで留保せねばならず、かくては到底加入者を満足せしむることが出来なくて、保険は成立することを得ない。私の知る限りに於ては、かゝる保険金支拂の留保のある例は存在しない。

そはともかく、この賦課手續のものは、合理的料率を見出し得ざる原始的状態の保険に於ては、已むを得ず行はれたるものであるが、併しこの仕組に於ては、加入者の負擔が確定せざる缺點あると共に、愈々鎌金拂込の際に至つてその義務を履行し得ざる加入者を生ずることがあつて、保険金支拂の基礎の不確定なることは、漠然たる見込によりて料率を定むる所の保険料前拂主義のものど殆ど擇ぶ所はない。それ故に、この賦課手續の保険は、特殊の例外の場合、例へば國家の強制によりて行はるゝ場合とか又は組合員相互の物的信用が頗る鞏固である場合とか、の外は

殆ど何れも久しき實行性を有たなかつた。然るに合理的料率を算定するの材料が備はり、之によつて保険が行はるゝ様になつてからは、この賦課手續といふが如き迂廻的にして且つ支拂義務不履行の虞ある所の經營方法をとるの要なく、初めより加入者の負擔を確定し而も保険金支拂の基礎を確實ならしむる所の謂はゆる保険料主義 (Prämienverfahren) が一般に行はるゝ様になつたのであつて、而して之によりて、保険が始めて確實なる實行性を有することゝなつたのである。即ち現代的保険に於ては、大數法の原則によりて算出されたる保険料の前拂といふことが、その一つの通性となつたのである。

かの海上保険に於ける原始的保険の遺物と見做すべき所の、英吉利不定期船主の組織する Assessment Society 又は Assessment Club とはるゝものが、今日益々ロイズの保険又は株式會社 Umlageverfahren が統計材料の備はるゝ共に、Prämienverfahren に變遷するの傾向を示しつゝあるが如き、孰れも、賦課方法の保険が確實なる實行性を有せざるの目前の證左である。〔完〕